

## 鳥取県告示第 248 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年5月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成19年3月20日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日  
平成19年3月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人喜八プロジェクト
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
判澤 正大
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市四日市町37
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、米子市出身の映画監督岡本喜八のスピリットをよりどころに新たな創造活動を支援することを目的とし、地域活性化に関する事業を通じて地域住民とともに住みよいまちをつくることを目指す。